

委 託 契 約 書

一般社団法人長野県観光機構 理事長 野原莞爾（以下「委託者」という。）と
（以下「受託者」という。）は、次の条項により、下記業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第3条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 地域連携プロモーション委託業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」のとおり

（履行期間）

第4条 委託業務の履行期間は、本契約の締結日から令和7年3月28日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、3,520,000円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額320,000円とする。）

（契約保証金）

第6条 契約保証金は352,000円とし、長野県財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第7条 受託者は、別添仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第8条 受託者は、委託業務完了後10日以内に委託業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第9条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(部分払)

第9条の2 業務委託の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する委託代金相当額の10分の9以内について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、業務期間中1回を超えることができない。

- 2 委託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託の完了部分の確認を受託者に求めなければならない。この場合においては、委託者は10日以内にその確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求のあった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(危険負担)

第10条 第8条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

(瑕疵担保)

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは委託者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

- 2 受託者は、前項のただし書きに基づき委託者に承諾を求める場合は、再委託の内容、それに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(契約内容の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第15条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第4条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第4条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第9条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第15条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第15条から第16条までの規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する委託料の10分の1の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条 受託者は、第16条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、委託料の5分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第1号の場合において命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（関係書類の整備・保存等）

第 19 条 受託者は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託業務の終了した日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しておかなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 20 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(知的財産権)

第 21 条 受託者は、契約目的物の使用、収益及び処分が第 3 者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

2 受託者は、第 3 者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により委託者に生じる一切の損害を賠償するものとする。

3 受託者は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(著作権の帰属)

第 22 条 本件成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、委託者に帰属する。ただし、受託者は、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等について、受託者に留保することができる。

2 第 1 項の権利には、著作権法第 27 条に定める「著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案する権利」及び著作権法第 28 条に定める「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含むものとする。

(著作者人格権)

第 23 条 受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し、本件成果品に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

(第三者の権利侵害)

第 24 条 受託者は、万が一第三者から本件成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(疑義の解決)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(個人情報保護)

第 26 条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

委託者 長野市中御所岡田町 131－ 4
一般社団法人長野県観光機構
理事長 野原 莞爾

受託者

(別紙)

個 人 情 報 取 扱 注 意 事 項

- 第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するに当たって、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者は、この契約により取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等の防止に必要な安全措置を講じなければならない。
- 第4 受託者は、この契約により取扱う個人情報の管理責任者を定め、委託者に報告しなければならない。
- 2 管理責任者は、常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 受託者は、使用者に対して第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得て第三者にその処理を再委託する場合には、再委託する相手方との契約において個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。
- 第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記載された資料等（複写、複製したもの及び電磁的記録を含む。）を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製してはならない。
- 第8 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記載された資料等（複写、複製したもの及び電磁的記録を含む。）を業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に支持したときは、その方法によるものとする。
- 第10 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り個人情報保護に関する調査を行い、報告を求めることができる。
- 第11 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 第12 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。損害賠償の額は、委託者と受託者が協議の上、別に定める。